○文部科学省告示第七十二号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成二十五年度幼稚園教員資格認定試験を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月三十日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　三好　雅子

一　取得できる普通免許状の種類
幼稚園教諭二種免許状

二　平成二十五年度幼稚園教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）の実施機関
国立大学法人北海道教育大学、国立大学法人宮城教育大学、国立大学法人埼玉大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人金沢大学、国立大学法人愛知教育大学、国立大学法人大阪教育大学、国立大学法人岡山大学、国立大学法人香川大学及び国立大学法人福岡教育大学

三　認定試験の受験資格
次のいずれかに該当する者で、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定するものをいう。）、市町村長が指定したへき地保育所又は認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第三条第一項又は第三項の認定を受けた施設及び第五項の規定による公示がされた施設をいう。）において、児童福祉法第十八条の四に規定する保育士の業務に三年以上従事したもの（一月当たり百二十時間以上従事したものに限る。）
イ　大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者
ロ　高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十六条各号の一に該当する者で、平成二十五年四月一日における年齢が満二十歳以上のもの

四　認定試験の施行期日及び場所
イ　第一次試験
(1)　期日　平成二十五年九月一日（日）
(2)　場所　認定試験の実施機関の定める場所
ロ　第二次試験
(1)　期日　平成二十五年十月二十日（日）
(2)　場所　認定試験の実施機関（国立大学法人埼玉大学、国立大学法人金沢大学及び国立大学法人香川大学を除く。）の定める場所

五　出願手続
イ　出願書類　受験願書（受験手数料として一万三千四百円の収入印紙（日本政府発行）を貼ること。）及びに履歴書、戸籍抄本又は住民票の写し、写真その他認定試験の実施機関が定める必要な書類
ロ　願書の請求及び提出先　受験を希望する認定試験の実施機関の担当部署に行うこと。
ハ　願書の受付期間　平成二十五年五月三十一日（金）から平成二十五年六月十四日（金）まで（郵送によるものとし、平成二十五年六月十四日消印のものまで受け付ける。）

六　その他
受験手続等に関する照会は、次に掲げる認定試験の実施機関の担当部署に行うこと。
イ　国立大学法人北海道教育大学学務部教務課
（北海道札幌市北区あいの里五条三丁目一番三号　郵便番号〇〇二―八五〇一）
ロ　国立大学法人宮城教育大学教務課教育実習係
（宮城県仙台市青葉区荒巻字青葉一四九　郵便番号九八〇―〇八四五）
ハ　国立大学法人埼玉大学学務部教育学部支援室
（埼玉県さいたま市桜区下大久保二五五　郵便番号三三八―八五七〇）
ニ　国立大学法人東京学芸大学学務部教育企画課資格認定試験係
（東京都小金井市貫井北町四丁目一番一号　郵便番号一八四―八五〇一）
ホ　国立大学法人金沢大学学生部学務課総務係
（石川県金沢市角間町　郵便番号九二〇―一一九二）
ヘ　国立大学法人愛知教育大学教務課教務企画担当
（愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢一　郵便番号四四八―八五四二）
ト　国立大学法人大阪教育大学学務部教務課
（大阪府柏原市旭ヶ丘四丁目六九八番一号　郵便番号五八二―八五八二）
チ　国立大学法人岡山大学教育学系事務部庶務グループ
（岡山県岡山市北区津島中三丁目一番一号　郵便番号七〇〇―八五三〇）
リ　国立大学法人香川大学教育学部学務係
（香川県高松市幸町一番一号　郵便番号七六〇―八五二二）
ヌ　国立大学法人福岡教育大学教育支援課
（福岡県宗像市赤間文教町一番一号　郵便番号八一一―四一九二）

○文部科学省告示第七十三号

教員資格認定試験規程（昭和四十八年文部省令第十七号）第五条第一項の規定により、平成二十五年度小学校教員資格認定試験を次のとおり実施することとし、同条第二項の規定に基づき告示する。

平成二十五年四月三十日

文部科学大臣臨時代理
国務大臣　三好　雅子

一　取得できる普通免許状の種類
小学校教諭二種免許状

二　平成二十五年度小学校教員資格認定試験（以下「認定試験」という。）の実施機関
国立大学法人宮城教育大学、国立大学法人東京学芸大学、国立大学法人横浜国立大学、国立大学法人静岡大学、国立大学法人岡山大学及び国立大学法人熊本大学

三　認定試験の受験資格
次のいずれかに該当する者
イ　大学に二年以上在学し、かつ、六十二単位以上を修得した者
ロ　高等学校を卒業した者又は教育職員免許法施行規則（昭和二十九年文部省令第二十六号）第六十六条各号の一に該当する者で、平成二十五年四月一日における年齢が満二十歳以上のもの

四　認定試験の施行期日及び場所
イ　第一次試験
(1)　期日　平成二十五年八月三十一日（土）及び平成二十五年九月一日（日）
(2)　場所　認定試験の実施機関の定める場所
ロ　第二次試験
(1)　期日　平成二十五年十月十九日（土）及び平成二十五年十月二十日（日）
(2)　場所　認定試験の実施機関（国立大学法人宮城教育大学を除く。）の定める場所
ハ　指導の実践に関する事項に係る試験
(1)　期日　平成二十五年十一月中旬から下旬までの間において認定試験の実施機関の定める日
(2)　場所　認定試験の実施機関（国立大学法人宮城教育大学を除く。）の定める場所

五　出願手続
イ　出願書類　受験願書（受験手数料として一万四千六百円の収入印紙（日本政府発行）を貼ること。）及び履歴書、戸籍抄本又は住民票の写し、写真その他認定試験の実施機関が定める必要な書類
ロ　願書の請求及び提出先　受験を希望する認定試験の実施機関の担当部署（国立大学法人宮城教育大学で第一次試験を受験する者は国立大学法人横浜国立大学へ提出すること。）
ハ　願書の受付期間　平成二十五年五月三十一日（金）から平成二十五年六月十四日（金）まで（郵送によるものとし、平成二十五年六月十四日消印のものまで受け付ける。）

六　その他
受験手続等に関する照会は、次に掲げる認定試験の実施機関の担当部署に行うこと。
イ　国立大学法人東京学芸大学学務部教育企画課資格認定試験係
（東京都小金井市貫井北町四丁目一番一号　郵便番号一八四―八五〇一）